

## 在宅介護支援センターなしのき運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人伊賀市社会事業協会（以下「事業者」という。）が設置運営する指定居宅介護支援の事業（以下「本事業」という。）は、要介護者等による介護サービスの適切な利用等が可能となるよう要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等への紹介等連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

### (運営方針)

- 第2条 本事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅においても、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
  - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類または特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
  - 4 事業の運営にあたっては、市町村、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、関係医療機関、介護保険施設及び他の指定居宅介護支援事業者、指定特定相談支援事業者等との連携に努める。
  - 5 上記のほか、伊賀市指定居宅介護支援等の事業の人員、運営に関する基準を定める条例（平成30年3月28日 伊賀市条例第2号）を遵守する。

### (事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 在宅介護支援センターなしのき
- (2) 所在地 三重県伊賀市朝屋725番地の1

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 在宅介護支援センターなしのき（以下、「事業所」という。）に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者1名：介護支援専門員を兼務

管理者は、事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、本事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、従業者にこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 介護支援専門員3名（常勤）：利用者の状況に応じて増員する。

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な居宅サービス等を適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整等を行う。

- (3) その他補助職員：利用者の状況に応じて配置する。

管理者及び介護支援専門員の業務を補助する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分とする。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援事業の提供方法及び内容)

第6条 居宅介護支援事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所：事業所の相談室等
- (2) 使用する課題分析票の種類：居宅サービス計画ガイドライン方式
- (3) 介護支援専門員の居宅訪問頻度：最低1カ月に1回とし、利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握及び連絡調整等の必要に応じ随時訪問する。

(通常の事業の実施範囲)

第7条 伊賀市を通常の事業の実施範囲とする。

(利用料等)

第8条 居宅介護サービス計画作成にかかる利用者負担はない。

- 2 通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問する場合には、それに要する交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、次の額を徴収する。  
通常事業の実施地域を越えた地点から 1km毎に20円
- 3 その他の費用の徴収が必要となった場合については、その都度利用者等と協議し、同意を得たものに限り徴収する。

(事故発生時の対応)

第9条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
- 3 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第10条 指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の苦情の内容について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(個人情報の保護)

第11条 事業所は、利用者の個人情報について、関係法令を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又は家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束について)

第13条 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行わない。ただし、自傷他害等のおそれがある場合、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、緊急性・非代替性・一時性に留意し、利用者又はご家族等に説明し、同意を得た上で必要最小限の範囲内で行なう場合があり、その際は、拘束の内容、目的、拘束時間、検討内容等を記録するものとする。

(感染症予防、まん延防止の対策)

第14条 事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じる。

- (1) 事業所内における感染症の予防又はまん延防止のための委員会を設置し、指針を作成するとともに、その内容を従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所は従業者に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業者は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じる。

事業者は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施する。

2 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行ない必要に応じて計画の変更を行う。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保)

第16条 男女雇用機会均等法における対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講じる。

- (1) 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- (2) 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- (3) その他ハラスメント防止のために必要な措置

(その他運営に関する留意事項)

第17条 本事業の社会的使命を充分確認し、常に職員の資質向上を図るため、年4回以上の研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

- 2 職員は業務上知り得た秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するよう措置を講ずる。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援の提供に関する諸記録を整備し、起算日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、本事業の運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(付則)

- |                |             |
|----------------|-------------|
| この規程は平成11年11月  | 1日から施行する。   |
| この規程は平成16年12月  | 1日から改正施行する。 |
| この規程は平成18年4月   | 1日から改正施行する。 |
| この規程は平成19年4月   | 1日から改正施行する。 |
| この規程は平成23年4月   | 1日から改正施行する。 |
| この規程は平成25年10月  | 1日から改正施行する。 |
| この規程は平成28年12月  | 1日から改正施行する。 |
| この規程は平成30年4月   | 1日から改正施行する。 |
| この規程は令和元年10月   | 1日から改正施行する。 |
| この規程は令和2年4月    | 1日から改正施行する。 |
| この規程は令和3年4月    | 1日から改正施行する。 |
| この規程は令和5年4月    | 1日から改正施行する。 |
| この規程は令和6年7月10日 | から改正施行する。   |